



長野県報

8月17日(月)
令和8年
(2026年)
第735号

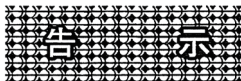
目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）	1
生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
保安林の指定施業要件の変更予定（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件の変更（森林づくり推進課）	2

公告

土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	3
特定調達契約に係る一般競争入札（高校教育課）	3
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（産業人材育成課）	5
特定調達契約に係る一般競争入札（高校教育課）	9



長野県告示第326号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

令和8年8月17日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
慶友整形外科	飯田市上郷別府3367-8	令和11年8月31日

医療政策課

長野県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和8年8月17日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いとう薬局	上田市緑が丘1-26-25	令和8年6月1日
いちのせ耳鼻咽喉科	飯田市上郷別府35-1	令和8年7月1日
アメリカンドラッグ 須坂臥竜店	須坂市臥竜5-11-10	令和8年7月1日
まそら薬局	安曇野市豊科2643-11	令和8年6月1日

イオン薬局豊科店	安曇野市豊科4272-10	令和8年6月4日
たてしな薬局	北佐久郡立科町芦田2580	令和8年6月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人グリーンアルム福祉会	須坂市大字仁礼7番10	グリーン訪問看護ステーション	須坂市大字仁礼7番10	令和8年6月17日

地域福祉課

長野県告示第328号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和8年8月17日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下水内郡栄村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第329号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和8年8月17日

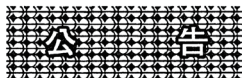
長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦

覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

令和8年8月3日、長野県善光寺平土地改良区の定款変更を認可しました。

令和8年8月17日

長野県長野地域振興局長 百瀬 秀樹

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年8月17日

長野県教育委員会教育長 武田 育夫

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

県立学校情報通信ネットワークシステム用パーソナルコンピュータ 988台

(2) 物品等の性質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借料について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請の方法